

第9期みやぎ高齢者元気プラン策定の基本方針について（案）

1 基本的な考え方

第9期プランの基本的な考え方（案）

- 第9期プラン期間中に、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年が到来。
- 令和22（2040）年には、高齢者人口がピークを迎え85歳以上人口が急増し要介護者高齢者の増加が見込まれる一方、団塊ジュニア世代が65歳以上となり生産年齢人口も急減。
- 第9期プランは、基本的に第3期から第8期プランの方向性を引き継ぐものとするが、上記を踏まえ、これまで以上に中長期的な視点に立ち、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、それらを支える介護人材の確保・養成・定着を支援するための施策の整理・新規拡充を行う。

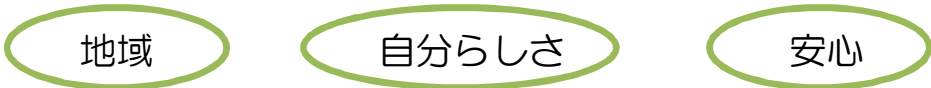
【プランの名称】 「第9期みやぎ高齢者元気プラン」
 【基本理念と基本的目標】 第8期プランを継承

2 基本理念と基本的目標

■基本理念 → 継承（第1期から不変）

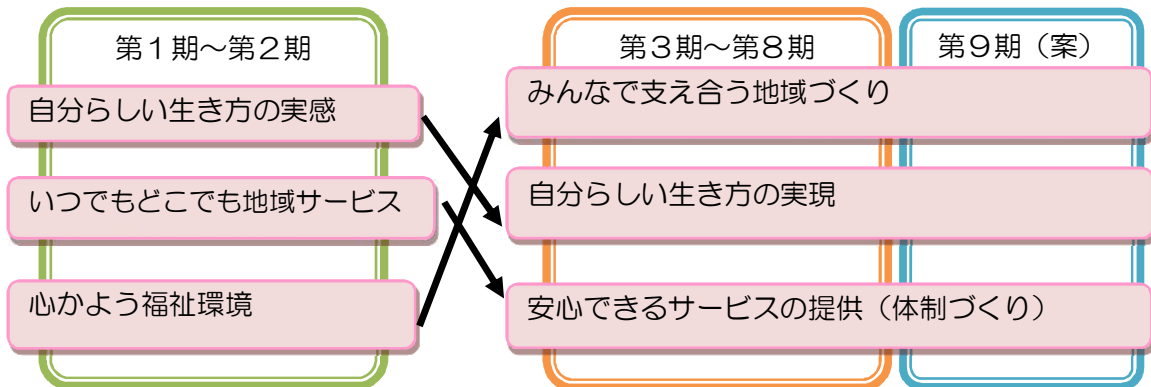
高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会
 ～高齢者が、今まで暮らしてきた家庭や地域の中で、自立と社会参加が保障され、
 みんなで支え合いながら、安心して生活できる社会を目指します～

（3つのキーワード）



※ 基本理念は、当時の上位計画「みやぎの福祉・夢プラン」（計画期間：平成10年度から平成17年度までの8年間）を基に設定

■基本的目標 → 第8期（第4、5、6、7期）を継承



- ※ 第1期～第2期の基本方針は、当時の上位計画「みやぎの福祉・夢プラン」と同一
- ※ 第3期計画のみ「安心できるサービスの提供体制づくり」
- ※ 第4期計画策定時に「基本方針」から「基本的目標」に表記変更

3 主な政策の論点として今後検討したい点（第8期プランの構成による分析）

◎ 基本的目標 1 「みんなで支え合う地域づくり」

①地域包括ケアシステムの深化・推進

→（地域包括ケアシステムの深化・推進）地域共生社会の実現を目指した医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進をいかに進めるか。

<背景>

- ・国では、平成28年7月に「地域共生社会の実現」を目標に設定し、さらに平成29年6月の介護保険法一部改正において、国及び地方公共団体が介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策について、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ、包括的に推進するに当たっては、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めなければならないものと定めたところである。
- ・「地域包括ケアシステム」は「地域共生社会」を実現するための「システム」「仕組み」であると考えられ、支援を必要としているすべての県民を対象として捉える必要がある。次期プランにおいては、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるための支援体制づくりを進め、地域共生社会の実現に向けた地盤を整える必要がある。
- ・市町村において、生産年齢人口が減少する中で、地域ごとの実情を踏まえながら、施策や事業について優先順位をつけながら取り組むことが必要である。そのためには、現在の各市町村の地域包括ケアシステムの構築状況を振り返り点検するとともに、地域の実情や特徴に応じた取組を自律的に検討し実行していく必要がある。円滑に施策や事業を推進するにあたり、県は市町村をいかに支援していくか考えなければならない。

→（地域共生社会の実現に向けた取組の推進）全ての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向けて、各市町村において、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備を行うとともに、住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携調整を行う体制を作る必要がある。

<背景>

- ・これまでの福祉政策は、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、専門的なサービスを提供することで充実・発展してきたが、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、既存の縦割りのシステムには課題が生じている。
- ・8050 問題、孤独・孤立や生活困窮といった複合的な問題を抱えていても、しっかり受け止める相談の場が確保され、地域社会と繋がりながら、医療・介護のみならず、障害福祉や子育てなど様々な必要な支援が受けられる体制の整備が重要である。
- ・今般、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

- ・地域住民やNPO、ボランティア等による身近な地域福祉活動を県内全域に広めていく必要があるが、一般住民（特に元気高齢者）をいかに巻き込んでいくかが重要である。

②地域支え合いと介護予防・生活支援の推進

- 平成29年度から、全ての市町村において新しい介護予防・日常生活支援総合事業がスタートしたが、市町村の取組の進捗状況には差があるため、継続的な支援が必要である。
- 地域住民も含めた多様な主体が通いの場や介護予防・生活支援に関わることで、生活支援・社会参加・介護予防が一体的に推進される地域づくりを推進していく必要がある。

<背景>

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の開始から一定期間が経過しているため、国では実施況等について検証を行いながら、総合事業を充実化していくための包括的な方策の検討を早急に開始するとともに、自治体と連携しながら工程表を作成しつつ、集中的に取り組んでいくこととしている。
- ・支援を必要とする高齢者の増加に伴い、見守りや外出支援、家事支援等の生活支援の必要性が増加しており、多様な主体が通いの場や介護予防・生活支援の担い手となることが期待されている。地域住民が通いの場や生活支援に関わることで、社会参加の機会が増えるとともに生活意欲の向上が促され、結果的に介護予防となるような地域づくりが求められており、市町村や生活支援コーディネーターを支援していく必要がある。

③安全な暮らしの確保（防災・防犯・交通安全対策）

- 大規模災害時における高齢者等の避難行動要支援者の安全確保や避難対策、高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺等への対策、高齢者の交通安全の確保などについて推進していく必要がある。

<背景>

- ・大規模災害等発生時には、高齢者や障害者などの避難行動要支援者等に配慮した安全確保や避難対策を進める必要がある。
- ・高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺等の犯罪の未然防止及び早期救済のため、地域ぐるみの見守り体制の構築などの対策を講じていく必要がある。
- ・高齢者の交通事故は増加傾向にあり、高齢者ドライバーを対象とした交通安全教育の充実や運転免許を自主返納しやすい環境作りを推進していく必要がある。
- ・平成29年3月の道路交通法改正により、75歳以上の高齢者は運転免許更新時等に、認知機能検査が義務づけられ、医師が認知症と診断した場合は免許の停止や取消も行われることとなった。

◎ 基本的目標2 「自分らしい生き方の実現」

④認知症の人にやさしいまちづくり

- 誰もがなり得る認知症への総合的な施策推進は喫緊の課題であり、国、県、市町村、医療機関、介護関係機関、地域支援関係機関等の協働により認知症にやさしい地域支援体制の構築を県内全域で推進する必要がある。

<背景>

- 令和5年6月に認知症基本法が成立し、認知症施策の推進が地方公共団体の責務として位置づけられ、市町村においては地域包括ケアの中で取り組むこととなった。県としても、引き続き市町村に対して助言・協働していく必要がある。
- 認知症介護の質向上のための研修を継続するとともに、介護現場での指導的立場になる認知症介護指導者の養成が重要である。国の認知症施策推進大綱を参考にして定めた「認知症介護指導者養成研修」の受講者数について、本県の目標値を令和7年度末までには60人としているところ、令和4年度末の実績は50人となっている。
- 単なる早期発見のみならず、診断直後から何らかのサービスや支援に繋がるまでの「空白の期間」を埋めるため、あらゆる医療場面における適切な対応と、他の支援機関と密接に連携した支援体制の構築が課題であり、認知症サポート医の養成とかかりつけ医、歯科医師や薬剤師、看護師、その他医療機関で勤務する医療従事者への研修を継続するとともに、認知症疾患医療センターの地域連携拠点としての機能を高める必要がある。
- 社会全体における認知症の理解促進が基本であり、認知症サポーター養成事業は様々な領域の住民（地域住民や学校、職域など）に対して今後も継続していく必要があるほか、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みを地域ごとに構築していく必要がある。
- 若年性認知症対策については、平成29年度に若年性認知症支援コーディネーターを設置したが、当事者の方々への理解促進・普及啓発により一層に努め、支援を展開していく必要がある。
- 認知症の人が生き生きと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけとなるとともに、多くの認知症の人にとって希望となるものであり、地域で暮らす認知症の人本人とともに普及啓発を進める必要がある。
- 認知症に関する理解促進を図り、認知症の人を支援する担い手を育成すると共に、認知症により判断能力が低下した人への権利擁護手法の一つである成年後見制度については、国が平成29年3月に策定した「成年後見制度利用促進基本計画」及び令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市町村において成年後見制度の活用を推進する体制整備を図る必要がある。
- 認知症の人を介護する家族のほか、認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者への支援を充実していく必要がある。
- 認知症と診断された人が、不安を乗り越え、思いを共有できる「ピアサポーター」と出会う場づくりを市町村と連携して取り組むなど、認知症の人本人による活動を支援する必要がある。

⑤生きがいに満ちた生活の実現

→ 高齢者は、「地域の支え合い」を再構築していく上で貴重な人材である。高齢者の社会参加、特に地域活動への参加へ誘導する施策とはどうあるべきか。

<背景>

- 高齢者の就労意欲は高く、雇用対策は今後も引き続き重要。
- 高齢者に対して、地域を支える担い手としての期待感が強いことから、地域活動を始めするための環境づくりが求められる。
- 地域活動の受け皿としての老人クラブには、後継者が十分に加入していない。会員の高齢化が進んでおり、老人クラブ活動の衰退が危惧されている。
- 団塊の世代が、令和7年に75歳以上になることを見据え、雇用対策、地域を支える担い手としての活動等の支援など社会参加の促進が課題である。
- 社会全体でデジタル化が進む中、地域活動においてもデジタル化が見込まれることから、活動の担い手となる高齢者への支援が求められる。

⑥自分らしく生きるための権利擁護

→ 高齢者の権利擁護を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、虐待の早期発見と対応体制の整備、地域での見守り体制の構築が一層重要になる。

＜背景＞

- ・養介護施設従事者等や養護者による高齢者虐待を防ぐため、施設従事者や地域包括支援センター等に対する研修会、住民に対する普及啓発活動などを行う必要がある。
- ・地域包括支援センターや地域の関係者などが連携して高齢者に関わり、地域からの孤立を防ぐために見守っていく必要がある。
- ・平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」及び令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市町村において地域住民の権利擁護支援が、福祉・司法の専門職の視点も含めて適切に検討・実施される必要がある。認知症や知的障害等により判断能力が十分でない方への権利擁護手法の一つである成年後見制度の利用については、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和が求められる。
- ・サービスの質の確保、利用者がサービスを自己選択できる環境づくりなどのため、外部評価や情報公表を進めていくことが必要である。

◎ 基本的目標3 「安心できるサービスの提供」

⑦サービス提供基盤の整備

→ 多くの入所希望者を抱えるなか、中長期的な人口動態や地域の介護ニーズを踏まえた計画的な整備が引き続き求められているとともに、多床室整備のニーズ等も考慮に入れた新たな整備方針の検討が求められている。

＜背景＞

- ・施設整備は計画的に進められてきてはいるものの、高齢者人口が増加している圏域では未だに待機者が多数いるため、圏域ごとの需要を見定め、必要量を確保できるよう今後も着実な整備が必要。個室ユニット型や多床室の整備バランスや地域密着型施設の整備にも配慮しながら推進していく必要がある。
- ・既存施設の中には建設から数十年経過し、老朽化が進む施設も多数あり、大規模修繕等を進め、長寿命化を図る必要がある。
- ・小規模多機能型居宅介護事業所や定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護についても、市町村と連携し、在宅介護を支えるこうしたサービスの普及に努める必要がある。
- ・療養病床から介護医療院等への転換については、国の動向を踏まえ対応する。

⑧介護を担う人材の確保・養成・定着

→ 介護現場における人材不足が深刻化しており、人材の確保・養成・定着はサービスの継続、質の確保の観点から解決すべき喫緊の課題となっている。

<背景>

- 団塊の世代が全員後期高齢者となる令和7年に、本県の介護職員の不足数は4,188人と見込まれ、今後さらに需給ギャップが拡大することが想定されることから、介護人材の確保に向けて抜本的な対策が必要である。
- 深刻化した人材不足を解消するためには、日本人材のみならず、外国人材の積極的な確保・養成・定着が求められる。
- 介護職員の負担軽減に資する介護ロボットやICT機器等の導入による業務改善を通じて、介護の魅力向上等による介護人材の確保・定着に取り組む必要がある。
- 介護ロボットやICT機器導入の支援だけでなく、介護施設の課題に適した機器の導入等についての専門家によるアドバイス等について実施する必要がある。
- 将来の担い手たる若者や学生に対して介護職の認知度向上を図るとともに、高齢者等の多様な人材の参入促進が求められる。

⑨介護サービスの質の確保・向上

→ さらなる要介護認定の平準化・適正化を図る必要があるとともに、事業者による介護保険事業の適切な運営確保が求められている。

<背景>

- 介護給付の適正化については、令和5年度までの「第5期宮城県介護給付適正化取組方針」に基づき、5つの主要適正化事業（①要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、②ケアプラン点検、③住宅改修等の点検、④医療情報との突合・縦覧点検、⑤介護給付費通知）について、各保険者で目標を設定し、達成に向けた取組を進めている。今後、国から示される「第6期介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、第6期の取組方針を策定し、継続して取組を促進していく。
- 利用者がサービスを安心して受けられるよう、何か不都合があった場合の相談や苦情の受付・処理体制が確立されることが必要である。
- 地域包括ケアシステムの要である介護支援専門員の養成について、研修のオンライン化を引き続き推進し受講者負担の軽減に努めるとともに、実務経験に応じた体系的な研修事業の実施により、資質向上、専門職としての能力の保持・向上を図る必要がある。
- 多職種連携・協働の推進に向けて、介護支援専門員相互の相談・支援体制の整備を圏域ごとに進めているが、さらに充実させる必要がある。
- 圏域ごとに介護支援専門員相互の相談と支援を行う体制を整えてきているが、さらに充実させる必要がある。
- 介護サービス事業所への指導・監査等により、事業所の適切な運営を図るとともにサービスの質の向上・確保を行う必要がある。

4 以上を踏まえた基本課題案（第8期との比較で表記）

◎ 基本的目標1 「みんなで支え合う地域づくり」

第8期の基本課題

1 地域包括ケアシステムの充実・推進

- ・ 地域の実情を踏まえた医療・介護・生活支援の連携を図るための取組の推進
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- ・ 地域包括支援センター等を中心とした要介護者やその家族を支える地域づくりを推進

2 地域支え合いと介護予防の推進

- ・ 一般介護予防の推進
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業における地域支え合い活動の推進
- ・ 介護予防のためのフレイル対策に地域で取り組む環境づくり
- ・ 被災者支援のノウハウを活かした地域支え合い体制の構築

3 安全な暮らしの確保

- ・ 大規模災害時の避難行動要支援者の安全確保や避難対策
- ・ 高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺等への対策
- ・ 高齢者の交通安全の確保

第9期の基本課題とポイント

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・ 地域の実情を踏まえた医療・介護・生活支援の連携を図るための取組の充実化
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組の充実
- ・ 地域包括支援センター等を中心とした要介護者やその家族を支える地域づくりの充実化
- ・ 地域包括ケアシステムを支える保険者の機能強化（地域ケア会議の推進）

2 地域支え合いと介護予防・生活支援の推進

- ・ 一般介護予防の充実化
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業における多様な主体による地域支え合い活動の充実化
- ・ 介護予防のためのフレイル対策に地域で取り組む環境づくり
- ・ 被災者支援のノウハウを活かした地域支え合い体制の県内全域への展開

3 安全な暮らしの確保

- ・ 大規模災害時の避難行動要支援者の安全確保や避難対策
- ・ 高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺等への対策強化
- ・ 高齢者の交通安全の確保

◎基本的目標2 「自分らしい生き方の実現」

第8期の基本課題

4 認知症の人にやさしいまちづくり

- ・ 早期発見と「空白の期間」を埋める体制づくり
- ・ 認知症を正しく理解し、住みなれた地域で暮らし続けることができる支援体制の確立
- ・ 認知症の人や家族が希望を持ち安心して日常生活を過ごせる総合的な環境整備
- ・ 認知症の人が自ら発信できる機会の確保

5 生きがいに満ちた生活の実現

- ・ 就労、ボランティアなど元気高齢者による様々な形での社会貢献活動を促進
- ・ 団塊の世代に象徴されるこれまでの高齢者とは違った価値観を持つ高齢者を意識した施策への転換
- ・ 健康保持・増進，社会参加，生きがいのづくりの継続

6 自分らしく生きるための権利擁護

- ・ 高齢者虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組の継続
- ・ 成年後見制度の利用促進に向けた取組

第9期の基本課題とポイント

4 認知症の人にやさしいまちづくり

- ・ 早期発見と「空白の期間」を埋める体制づくりの強化
- ・ 認知症の人や家族等が希望を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる総合的な環境整備の推進
- ・ 社会全体における認知症の理解促進
- ・ 認知症の人が自ら発信できる機会の確保の充実化

5 生きがいに満ちた生活の実現

- ・ 就労、ボランティアなど高齢者による様々な形での社会貢献活動の充実化
- ・ 老人クラブと介護予防・日常生活支援総合事業との連携促進
- ・ 健康保持・増進，社会参加，生きがいのづくりの充実化
- ・ デジタル化に対する高齢者への支援

6 自分らしく生きるための権利擁護

- ・ 高齢者虐待防止や身体拘束廃止に向けて市町村との連携強化による取組の推進
- ・ 成年後見制度の利用促進に向けた市町村や専門職など様々な主体との連携強化による取組の推進

◎基本的目標3 「安心できるサービスの提供」

第8期の基本課題

7 サービス提供基盤の整備

- ・居宅サービス、施設サービス、生活支援型施設を含めたサービス提供基盤の整備について記載
- ・「バリアフリーみやぎ」や「住環境の整備」について記載
- ・住宅確保対策

8 介護を担う人材の確保・養成・定着

- ・介護人材等の需給を推計
- ・介護職イメージアップ
- ・多様な介護人材の参入促進
- ・魅力ある職場づくり
- ・介護の労働生産性の向上

9 介護サービスの質の確保・向上

- ・介護給付適正化の促進
- ・サービス情報の公表・評価体制の整備
- ・ケアマネジメントの質の向上
- ・介護サービス事業所に対する指導監督

第9期の基本課題とポイント

7 サービス提供基盤の整備

- ・介護ニーズの見込み等を踏まえた居宅サービス、施設サービス、生活支援型施設を含むサービス提供基盤の整備
- ・バリアフリーや高齢者の住環境の整備の推進
- ・住宅確保対策の強化

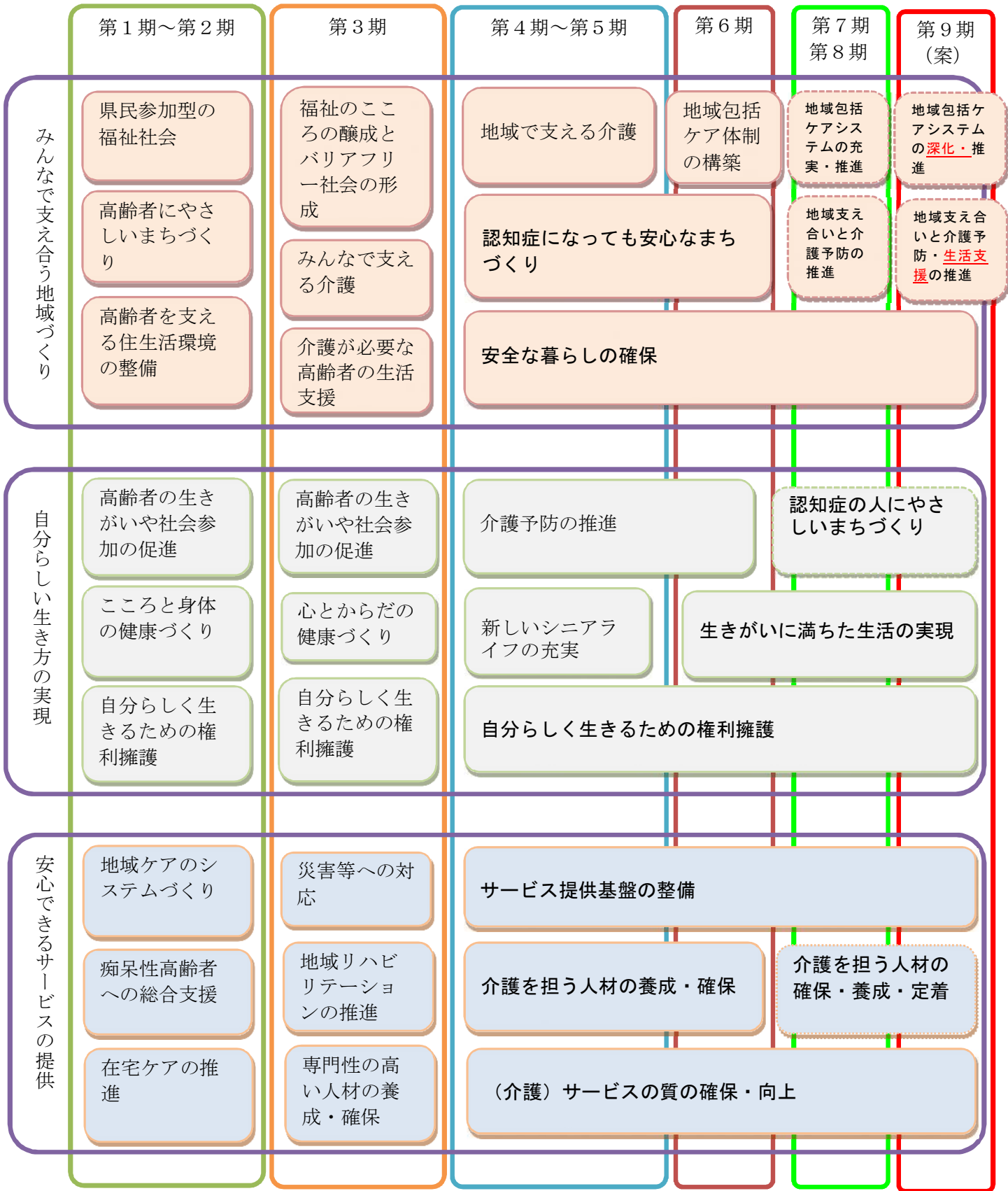
8 介護を担う人材の確保・養成・定着

- ・介護人材等の需給を推計
- ・日本語学習支援等を通じた外国人介護人材の介護福祉士国家資格の取得支援
- ・介護ロボット・ICT機器の活用等による生産性向上（業務改善支援）に向けた総合的な支援
- ・多様な介護人材の参入促進
- ・介護職イメージアップ

9 介護サービスの質の確保・向上

- ・介護給付適正化の促進
- ・介護サービス情報の公表・評価や苦情処理体制の整備
- ・ケアマネジメントの質の向上
- ・介護サービス事業所への指導・監督

(参考) 第1期からの基本課題の変遷



5 第9期みやぎ高齢者元気プランの構成イメージ

(1) 作成方針

- プランの構成は、基本的には第8期を踏襲する。
- 国が策定する「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）」及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）等必要な内容を盛り込んだものとする。

(2) 総論

- 「基本理念」「基本的目標」「基本課題」を記載する。
- 県内高齢者の現状に関するデータを掲載する。

(3) 各論

- 3つの「基本的目標」を第1章から第3章とし、「基本課題」ごとに「現状と課題」「施策展開の方向」等を記載する。原則として1項目当たり2ページ程度に要点をまとめることにより、簡潔で見やすい構成となるよう配慮する。(第8期と同じ)
- 第4章は、各市町村において策定される第9期介護保険事業計画を踏まえた内容を掲載する。
- 第5章は、第6期宮城県介護給付適正化取組方針を策定し、掲載する。

(4) 推進編

行政・民間の役割分担や進行管理について簡潔に掲載する。

(5) 資料編

構成事業一覧、策定経過、委員名簿、圏域別データ等の資料を掲載する。

